

春農発第1035号  
令和8年1月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

市町村名 (市町村コード)	春日部市 (11214)
地域名 (地域内農業集落名)	武里・豊春東地域 (下谷原、一ノ割新田、中野西、薄谷、増田新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月12日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業者の半数以上が70歳以上と高齢化が進み、農業後継者の減少が見込まれている。このため、農地を個人で維持管理することが難しく、遊休農地の増加が懸念される。

持続的な農地の活用を図るためにには、大きく農地を耕作している中心経営体の認定農業者や農業法人を中心に、農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者の確保や地域全体で農地を活用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

## 【地域の基礎的データ】

農業者数:98人(うち70歳以上67人、68.4%)、中心経営体数:10人(地区内認定農業者6人、地区外認定農業者4人)

主な作物:水稻

## (2) 地域における農業の将来の在り方

将来は、認定農業者や農業法人を中心に、農地の出し手の確認及び農地の配分・再配分について、持続的な話し合いを行い、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を図るとともに、基盤整備事業を含め検討する。また、水稻と栽培時期が異なる麦等の栽培を取り入れることで、農地利用の効率化を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94.18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94.18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で、主に水稻作付の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

大部分が中心経営体の認定農業者や農業法人によって耕作されているため、農地の管理については、持続的な話し合いを行いながら農地の集積・集約化に努める。また、水が入りにくい等耕作条件に応じてエリアごとに米と麦等作物を変えていくことで集積・集約を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

なるべく多くの農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。その際、所有者の貸付意向時期にも配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域内農地において、担い手への経営意向を踏まえ、農地の集約・集積のほか地域の実情に沿った簡易な基盤整備を進める。それを実現するためには、機構営農地耕作条件改善事業を活用した農地集約を実施する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体の参入の調整・検討について、地域の意向を踏まえながら、市及びJAと連携し担い手を確保する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の作業効率化を図るために、農業支援サービス事業者等へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

#### 【選択した上記の取組方針】

③作業の効率化を図るために、ドローンや直進アシスト装置等の導入を検討する。

⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るために、地域の中心経営体である認定農業者や農業法人に農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を図り、農地としての維持管理を進める。